

令和 2 年度事業計画

公益財団法人国際人材育成機構

令和2年度事業計画

当機構は、平成3年12月の設立以来、人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与すること、また、開発途上国の経済発展に寄与することを理念に掲げ、東南アジア等からの青年を受け入れる外国人技能実習生受入事業(以下「実習生受入事業」という。)、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3つの事業を柱に実施してきた。

これらの事業は実習生の派遣国から高く評価され、当機構は派遣国から事業の拡大の要請を受ける等大きな成果を挙げてきた。加えて、平成27年4月からはオリンピック・パラリンピック東京大会開催に伴う建設需要に対応する施策に協力し、外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業(以下「建設・造船就労者受入事業」という。)を実施してきた。

本年度についても、引き続いてこれらの事業を実施していく。

事業内容は以下のとおりとする。

記

1 実習生受入事業の実施

(1) 派遣国との協議

ア 実習生受入事業をより一層発展させるため、派遣国と継続した協議を行う。

イ 派遣国が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等に関し派遣国募集担当者との連携強化を図ることにより、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援する。

(2) 実習生受入計画数及び事業内容等

本年度は、インドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ、スリランカ及びフィリピンを合わせ実習生受入計画数4,130名(インドネシア2,200名、タイ640名、ベトナム500名、バングラデシュ320名、スリランカ340名、フィリピン130名)として事業を実施する。

このため、「令和2年度外国人技能実習生受入事業実施要綱」に基づき、以下のとおり事業を実施する。

ア 実習生として技能実習を全うできるよう、日本の生活への適応、日本語能力の向上等のための効果的な講習等を行う。

① 派遣国が実施する事前講習（入国前講習）に積極的に協力する。

インドネシア、ベトナム、バングラデシュにおいて、建設関連職種の実習生に対して行う建設特別訓練を支援する。また、日本語教育担当職員の充実を図る。

② 集合講習（入国後講習）を実施する。

実習生の企業配属前に、アトム・ジャパントレーニングセンター（1号館～3号館、いずれも埼玉県春日部市）において、技能実習の効果をあげるための日本語教育ほか日本の風俗、習慣、法的保護の知識、安全衛生教育等を含む講習を行う。特に、日本語の聴解能力の向上を目指す。

③ 実習生が帰国後、母国で活躍できる人材育成のため、第3号技能実習生に対するリーダーシップ養成のための通信教育を実施する。

④ 「作文コンクール」を実施する。

イ 派遣国において、実習生候補者と実習生受入企業との間の職業紹介は、職種等のミスマッチが無いよう、駐在員事務所等が各支局との情報の共有を通じて適正に実施する。

ウ 技能実習計画の認定、在留資格認定証明書の早期交付のため、各支局と本部の連携のもと円滑な実習生の受入手続きを進める。

エ 適正な実習環境の整備及び向上のため、実習生受入企業に対し、監査及び毎月訪問指導を適正に行うほか、技能実習制度における遵守事項の周知徹底を図る等して関係法令を遵守できるように支援する。

① 実施状況報告等の提出の支援を行う。

② 「受入企業懇談会」、「実習・生活指導員懇談会」等を開催する。

③ その他、技能検定の受検勧奨、備付帳簿の整備等の支援を行う。

オ 実習生が抱えている悩みや疑問等に迅速に対応するため、電話相談、指導

文書による生活指導、駐日派遣国大使館等による指導等を行う。

カ 実習生の失踪の根絶に向け「失踪防止対策要綱」に基づき、派遣国及び同駐日大使館との連携を強化して失踪防止に取り組む。

キ 労働災害の発生を未然に防止するため、安全衛生対策を確実に実施するように実習生受入企業に要請、支援を行う。

- ① 法定資格を必要とする玉掛等の作業、特別教育を必要とする足場組立等の作業に実習生が無資格で就くことが無いように指導する。また、実習生が技能講習を受講するのに際し、母国語訳補助テキストを配布等する。
- ② 「安全衛生大会」の開催、安全衛生ステッカー、テキスト等の作成・配布を行う。
- ③ 派遣国での入国前健康診断、入国後の健康診断等を実施して、健康上問題のある実習生の企業配属を未然に防止する。
- ④ 安全衛生ポスターコンクールを実施する。

ク 帰国実習生に対する就職支援として、技能実習修了証書の発行、派遣国の行う就職面接会等の支援を行う。

インドネシア、タイの帰国実習生の会の活動を支援する。また、ベトナムの帰国実習生の会の設立を支援する。

ケ 技能実習制度等を広く周知するため広報を行う。

- ① 広報誌「アイム・ジャパンニュース」及び実習生向け情報誌「みんなのひろば」を発行する。また、地方公共団体や国際交流協会等と連携して、地域住民への技能実習制度の理解を図るとともに、実習生と地域住民との共生を図る。
- ② 実習生の派遣国の経済・生活情報等を掲載した小冊子、休日・主要行事を記載したカレンダーを企業等に提供する。
- ③ 技能実習制度の理解促進と普及拡大に向けて「人材育成セミナー」等の各種講演会を開催する。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業の実施

(1) 情報資料の提供

「海外投資情報」を発行し、派遣国の社会経済情勢、労働事情等の情報を企業等に提供する。

(2) 海外投資相談

企業の海外進出を支援するために、企業等からの海外投資についての相談に対応する。

(3) 現地訪問団の派遣

派遣国についての理解の向上を図るため、実習生受入企業を中心とした現地訪問団を派遣する。

(4) 「海外投資セミナー」の開催等

会員企業、海外進出を検討している企業等を対象に、派遣国についての「海外投資セミナー」を開催する。

また、海外進出企業が増加している中で、グローバルな感覚を持った若手人材育成の一環として、インターンシップを希望する大学とタイアップして大学生を受け入れ、海外駐在員事務所で職業体験させる。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

我が国と開発途上国の青少年の相互交流を通じて、両国の親善・相互理解を促進することを目的に、派遣国の高校生を招聘し、我が国高校生との交流、ホームステイ、経済・文化・歴史施設の視察等を行う。

4 建設・造船就労者受入事業等

(1) 建設就労・造船就労受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

派遣国の協力のもと、就労希望者と受入予定企業との間の無料職業紹介事業を行っているところ、令和2年度においても継続して実施する。

(2) 建設就労・造船就労受入事業に係る支援等

国土交通省告示に基づき、令和4年度末までの時限措置として、平成27年4

月から事業を開始した建設・造船就労者（特定活動）受入れ事業については、当機構は特定監理団体の認定を受けており、実習生受入企業を対象として、引き続き建設・造船就労者の受入れ支援等を行う。

5 特定技能外国人支援業務の検討及び体制整備等

新設された特定技能の在留資格に係る制度については、実習生受入企業のニーズに応じるために、当機構が改正入管法に規定する「登録支援機関」として、第2号又は第3号技能実習を修了した実習生等に対する母国語による生活ガイダンスの実施その他必要な支援業務を行うことについて検討し、必要な手続きを行いつつ実施体制を整備していく。